

1 自動販売機により販売される商品の告示内容

(条例第 16 条第 3 項の規定に基づく表示事項等)

自動販売機により供給される商品・サービス	表示すべき事項
<p>1 弁当類（米飯を主材料にしたもので直ちに食用に供されるものに限る。）</p> <p>52. 4. 19 施行 平成 8. 11. 1 一部改正</p>	<p>(1) 主な原材料名 (2) 内容量 (3) 消費期限又は賞味期限（品質保持期限）（必要に応じて時間まで記載すること。）</p>
<p>2 めん類（うどん、そば、中華そば、やきそば、スパゲッティ等で、自動販売機の中で加温され直ちに食用に供されるものに限る。）</p> <p>52. 4. 19 施行 平成 8. 11. 1 一部改正</p>	<p>(1) 主な原材料名 (2) 内容量 (3) 消費期限又は賞味期限（品質保持期限）</p>

表示の方法その他表示に際し事業者が守るべき事項

- (1) 主な原材料名は、弁当類に占める重量の割合の多いものから順に表示すること。ただし、写真（カラー写真に限る。）又は現物見本による表示を妨げない。

また、自動販売機の外側から当該弁当の中身が見える又は包装に付された主な原材料名の表示が容易に識別できる自動販売機により供給される弁当類にあつては、その表示を省略することができる。

- (2) 内容量は、グラム単位で単位を明記して表示すること。ただし、自動販売機の外側から当該弁当類の中身が見える又は包装に付された内容量の表示が容易に識別できる自動販売機により供給される弁当類にあつては、その表示を省略することができる。

- (3) 消費期限（容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、摂取可能であると期待される品質を有すると認められる期限をいう。以下同じ。）又は賞味期限（品質保持期限）（容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待されるすべての品質特性を十分保持し得ると認められる期限をいう。以下同じ。）は、次のいずれかに準じて表示すること。

また、自動販売機の外側から当該弁当類の包装に付された消費期限又は賞味期限（品質保持期限）の表示が容易に識別される自動販売機により供給される弁当類にあつては、消費期限又は賞味期限（品質保持期限）の表示を省略することができる。

ア 消費期限又は賞味期限（品質保持期限） 平成 14 年〇月〇日

イ 消費期限又は賞味期限（品質保持期限） 14. 〇. 〇

ウ 消費期限又は賞味期限（品質保持期限） 2002. 〇. 〇

エ 消費期限又は賞味期限（品質保持期限） 02. 〇. 〇

- (4) 消費期限に加えて日時を表示する場合は、次に準じて表示すること。

ア 消費期限 〇月〇日〇時

- (5) 表示すべき事項は、自動販売機正面の見やすい箇所に、地色と対照的な色で表示すること。この場合において、特定の人が利用する企業、学校等の厚生施設に設置された自動販売機により供給される弁当類にあつては、その表示を省略することができる。

- (1) 主な原材料名は、めん類に占める重量の割合の多いものから順に表示すること。ただし、写真（カラー写真に限る。）又は現物見本による表示を妨げない。

また、自動販売機の外側から当該めん類の中身が見える又は包装に付された主な原材料名の表示が容易に識別できる自動販売機により供給されるめん類にあつては、その表示を省略することができる。

- (2) 内容量は、グラム単位で単位を明記して表示すること。ただし、自動販売機の外側から当該めん類の中身が見える又は包装に付された内容量の表示が容易に識別できる自動販売機により供給されるめん類にあつてはその表示を省略することができる。

- (3) 消費期限（容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、摂取可能であると期待される品質を有すると認められる期限をいう。以下同じ。）又は賞味期限（品質保持期限）（容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待されるすべての品質特性を十分保持し得ると認められる期限をいう。以下同じ。）は、次のいずれかに準じて表示すること。

また、自動販売機の外側から当該めん類の包装に付された消費期限又は賞味期限（品質保持期限）の表示が容易に識別できる自動販売機により供給されるめん類にあつては、消費期限又は賞味期限（品質保持期限）の表示を省略することができる。

ア 消費期限又は賞味期限（品質保持期限） 平成 14 年〇月〇日

イ 消費期限又は賞味期限（品質保持期限） 14. 〇. 〇

ウ 消費期限又は賞味期限（品質保持期限） 2002. 〇. 〇

エ 消費期限又は賞味期限（品質保持期限） 02. 〇. 〇

- (4) 表示すべき事項は、自動販売機正面の見やすい箇所に、地色と対照的な色で表示すること。この場合において、特定の人が利用する企業、学校等の厚生施設に設置された自動販売機により供給されるめん類にあつては、その表示を省略することができる。

自動販売機により供給される商品・サービス	表示すべき事項
<p>3 ハンバーガー（直ちに食用に供されるものに限る。）</p> <p>52. 4. 19 施行 平成 8. 11. 1 一部改正</p>	<p>(1) 主な原材料名</p> <p>(2) 内容量</p> <p>(3) 消費期限又は賞味期限（品質保持期限）（必要に応じて時間まで記載すること。）</p>
<p>4 1 から 3 までに掲げるものその他すべての商品</p> <p>52. 4. 19 施行</p>	<p>(1) 自動販売機の管理者名、住所及び電話番号</p>

表示の方法その他表示に際し事業者が守るべき事項

- (1) 主な原材料名は、ハンバーガーに占める重量の割合の多いものから順に表示すること。ただし、写真（カラー写真に限る。）又は現物見本による表示を妨げない。

また、自動販売機の外側から当該ハンバーガーの中身が見える又は包装に付された主な原材料名の表示が容易に識別できる自動販売機により供給されるハンバーガーにあつては、その表示を省略することができる。

- (2) 内容量は、グラムの単位で単位を明記して表示すること。ただし、自動販売機の外側から当該ハンバーガーの中身が見える又は包装に付された内容量の表示が容易に識別できる自動販売機により供給されるハンバーガーにあつては、その表示を省略することができる。

- (3) 消費期限（容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、摂取可能であると期待される品質を有すると認められる期限をいう。以下同じ。）又は賞味期限（品質保持期限）（容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待されるすべての品質特性を十分保持し得ると認められる期限をいう。以下同じ。）は、次のいずれかに準じて表示すること。

また、自動販売機の外側から当該ハンバーガーの包装に付された消費期限又は賞味期限（品質保持期限）の表示が容易に識別される自動販売機により供給されるハンバーガーにあつては、消費期限又は賞味期限（品質保持期限）の表示を省略することができる。

ア 消費期限又は賞味期限（品質保持期限） 平成 14 年〇月〇日

イ 消費期限又は賞味期限（品質保持期限） 14. 〇. 〇

ウ 消費期限又は賞味期限（品質保持期限） 2002. 〇. 〇

エ 消費期限又は賞味期限（品質保持期限） 02. 〇. 〇

- (4) 消費期限に加えて日時を表示する場合は、次に準じて表示すること。

ア 消費期限 〇月〇日〇時

- (5) 表示すべき事項は、自動販売機正面の見やすい箇所に、地色と対照的な色で表示すること。この場合において、特定の人利用する企業、学校等の厚生施設に設置された自動販売機により供給されるハンバーガーにあつては、その表示を省略することができる。

- (1) 表示すべき事項は、自動販売機正面の見やすい箇所に、地色と対照的な色で表示すること。この場合において、特定の人利用する企業、学校等の厚生施設に設置される自動販売機及び管理者が常駐して管理している自動販売機により供給される商品にあつては、その表示を省略することができる。